（お知らせ）　　令和３年５月２９日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置の再延長に伴う施設の利用制限について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，京都府等を対象として発令された京都府緊急事態措置期間の再延長及び京都府・京都市の指示に基づく各施設の利用制限について，下記のとおり，お知らせします。

なお，今後の感染の動向のほか，政府等の対処方針の変更や専門家の知見等により，利用制限等を変更する場合があります。利用日時点での利用制限等を適用されますので，あらかじめご了承いただきますようお願い致します。

記

１　対象施設

京都コンサートホール，ロームシアター京都，東部文化会館，
呉竹文化センター，西文化会館ウエスティ，北文化会館，
右京ふれあい文化会館

２　期間

（１）京都コンサートホール，ロームシアター京都

令和３年６月１日（火）～令和３年６月２０日（日）

（２）東部文化会館，呉竹文化センター，西文化会館ウエスティ，北文化会館，右京ふれあい文化会館

令和３年６月２日（水）～令和３年６月２０日（日）

※　令和３年６月１日（火）は休館

３　利用制限等

（１）開館時間等

ア　開館時間

・　開館時間を２１時までに短縮します。
　　ただし，夜間の貸館利用や事業がない場合は１７時までに短縮します。

イ　収容定員

・　収容定員５０％以下
・　収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）を確保

（２）窓口業務

ア　コンサートホール，ロームシアター京都

・ 事務所・チケットカウンター営業時間：１０：００～１７：００

イ　文化会館

・ 事務所受付時間：９：００～１７：００

４　京都府緊急事態措置に伴う利用予約のキャンセル対応

令和３年５月２９日付け財団お知らせ「京都府緊急事態措置の再延長に伴う施設の利用予約のキャンセル対応について」により取り扱います。